

森林組合からの お知らせ

◆木竹粉碎機(チップパー)の貸出しについて

木竹粉碎機(チップパー)の貸出しを行っております。このチップパーは、「ぐんま緑の県民基金」事業により高崎市が購入し、当組合に貸与されているものです。

◆利用できる事業

高崎市内の地域団体等による、
・ぐんま緑の県民基金事業
・里山元気再生事業
・その他、管理責任者が特に認める事業
※営利目的の事業には利用できません。

◆貸出機械及び利用料

・木竹粉碎機(大型) 三、〇〇〇円/h
・木竹粉碎機(中型) 二、七〇〇円/h
※燃料は利用者負担です。
※運搬及び機械操作指導も承っております(有料)。

◎利用(貸出し)の詳細は、組合事務所へお問い合わせください。

◆組合員資格の変更手続きについて

相続、譲渡等による組合員氏名の変更が生じた場合は、森林組合への届出が必要となります。
届出手続き等詳細につきましては、組合管理課へお問い合わせください。

◆立木の伐採申請 手続きについて

森林の立木を伐採する場合、森林法に基づき、森林組合・市町村長に対して事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出しなければなりません。
また、保安林に指定されている区域の立木を伐採する場合には、必ず届出書もしくは許可申請書を提出しなければなりません。

※詳細は、森林組合にご相談ください。

購買品のご案内

本場四国の刃物類、好評な刈払機用超硬チップソー、蜂よけスプレー、熊よけ鈴のほか各種林業資材を扱っています。
お気軽にお問い合わせください。



皆様の大切な森林を守ります

烏川流域森林組合

〒370-3402 高崎市倉渚町三ノ倉303

(TEL) 027-378-2030 (FAX) 027-378-2305

(URL) <http://karasugawa-shinrin.or.jp/>